

一般財団法人 土木建築厚生会 ガバナンスコード

一般財団法人土木建築厚生会（以下「この法人」という）は、一般財団法人としてのガバナンスが重要となっている現状に鑑み、以下のガバナンスコードを策定し、役職員がこれを順守することにより、持続的かつ効果的な発展を図るものとする。

1 一般財団法人の使命と目的

この法人は、一般財団法人としての使命ならびに目的を明確に意識し、この法人の公益目的支出計画に基づく事業の遂行と法人自体の運営を、持続的かつ効果的に行うものとする。

2 誠実性・社会への理解促進

この法人の役職員は、一般の人々が一般財団法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識し、日頃の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益になることは行わず、利益相反となる取引については、行うとしても法令並びに内部規範に則るものとする。

また、この法人は、法令等に従って情報を公開するのみならず、自らが行っている事業について積極的に一般の人々に対して公開し、社会一般からの理解を得よう努力するとともに、市民の参加と協力を仰ぎ、市民社会における一員として活動するものとする。

3 一般財団法人の機関の権限（役割）と運営

一般財団法人の機関の権限（役割）と運営は、法令に定められているが、この法人はその意義について明確に意識するとともに、それぞれの機関においては、法令に沿った形式を踏むとともに、内容のある議論に基づいた運営を行うものとする。

4 一般財団法人の業務執行

この法人は、理事会による業務執行の決定・監督にあたっては、法人の事業の目的と意義に沿って、主体的にかつ代表理事ならびに他の理事及び職員と連帯して行動する。

そのためには、代表理事の選定・解職に留意するとともに、それぞれの役割と責任を明確に規定

する他、幹部職員の任命や事務取扱手続等を定めて適用する。

5 理事会の有効な運営

この法人は、理事会において選定された代表理事のリーダーシップのもと、法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって職員とチームを組んで事業を推進する。

事業の執行については、理事同士が執行の監督を行うとともに、監事や会計監査人の外部的視点からの監査監督を十分に行う。

6 情報公開・説明責任・透明性

この法人は、運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、この法人の事業活動について積極的に情報開示することで世間に対する透明性を確保し、説明責任を果たす。

7 リスク管理・個人情報の保護

この法人は、リスクの範囲が広がり、または先鋭化している現状では、この法人自体のみならず関係者を守るため、リスクへの対応がより重要となっていることを認識し、それを管理する体制を構築する。

また、個人情報の保護等については、細心の注意と対策が必要であり、この法人として組織的な管理を徹底する。

8 コンプライアンスの遵守

この法人は、一般財団法人として関連する法令や定款等の遵守を徹底し、誠実かつ公正に行動するものとする。

（附則）

- 1 本ガバナンスコードの決定・変更は理事会の議決をもって行う。
- 2 本ガバナンスコードは令和3年4月1日より運用する。